

門真市における乳児死亡事案検証結果報告書（概要）

課題・問題点の整理

1 医療機関からの通告受理のあり方

○医療機関の危機感を適切に受け止められていたか。

通告を受理した子ども家庭センターは、関係機関等への調査を行い、本児の姉については養育上の問題が無いこと、また本児は入院中であり、保健所が医療機関からの連絡を受け、既に未熟児としての支援を開始していたことから、緊急性のない要支援児童として認識し、医療機関を訪問しての調査は行っていなかった。子ども家庭センターは医療機関を訪問し、主治医、看護師、ソーシャルワーカー等、児童や保護者、家族に関わりのある職員から直接、通告内容や児童・家族の状況について聞き取るべきだった。

2 要保護児童対策地域協議会 実務者会議の運営について

○実務者会議への事例提出のあり方は適切だったか。

本事案については、関係機関間で情報のやりとりはあったものの、実務者会議において主担や役割分担が協議されたという認識を全ての機関が持っていたわけではなかった。本事案は子ども家庭センターが医療機関から通告を受理した事案であり、実務者会議には子ども家庭センターから提出すべきだった。

○実務者会議での主担機関の確認・事例協議のあり方は適切だったか。

本事案については、関係機関間においてどこが主担機関であるのかの認知が曖昧で、かつ、アセスメントが不十分である等、主担機関による進捗管理が行われていなかった。実務者会議では会議の中で関係機関が共同でアセスメントと支援のプランニングを行い、主担機関と役割分担をしっかりと確認することが必要である。

3 本事案のアセスメントについて

○通告受理時点での子ども家庭センターによるアセスメントは適切だったか。

子ども家庭センターは通告元である医療機関に出向いての調査を行っていなかった。また、本児の出産が妊婦健診未受診^{注)}でかつ自宅での墜落分娩であるという周産期情報を得ていたものの、これらが深刻なリスク要因であるとの認識が不十分であった。

○通告受理後から退院までの間におけるアセスメントは適切だったか。

通告受理後から退院までの間、医療機関からは再三にわたり子ども家庭センター、保健所に保護者の状況等の連絡が入っていた。加えて、DVを疑わせるような新たな情報も得られているため、その時点で再度アセスメントし直すことが必要であった。

○退院後、アセスメントを見直す必要はなかったか。

本児の退院後、保護者が関係機関の関わりを拒否している可能性があり、退院日を最後にどの機関も本児に会えていないということが確認された時点で要保護児童として切り替え、対応する必要があるのではないか。

4 関係機関との連携について

○関係機関による情報共有・関係機関への情報収集のあり方はどうだったか。

本事案では、関係機関が一堂に顔を合わせて情報共有や対応について協議する機会がなかった。カンファレンスを実施し、協議する必要がある。

○実務者会議を構成する関係機関の連携はどうだったか。

本事案については主担機関や各機関の役割分担が明確になっておらず、各機関がそれぞれ任せきりになるという側面があったのではないか。

再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～

1 医療機関からの通告対応

○医療機関からの通告については通告受理機関が医療機関に出向いて直接関係者から調査するという原則を徹底する。

医療機関という専門機関からの通告事例、また、妊婦健診未受診・墜落分娩といった周産期のハイリスク要因がみられる事例は医療機関に出向いて、主治医や看護師、医療ソーシャルワーカー等、児童や保護者に関わっている職員から直接聞き取りを行うことで医療機関が通告に至った危機感を共有し、退院後の支援や、地域でのモニタリング体制等について早くから関係機関で協議するべきである。

2 要保護児童対策地域協議会 実務者会議の運営のあり方

○医療機関からの通告事例は通告受理機関から実務者会議に全て提出し、提出された事例については実務者会議において共同でアセスメントを行うべきである。

医療機関からの通告については全て実務者会議に提出し、主担機関の確認を行うとともに、他の機関の得ている新たな情報はないか、他機関で収集できる情報はないかなど、その事例について実務者会議の構成メンバーが共同でアセスメントを行うべきである。

○要支援児童、要保護児童に関わらず、妊婦健診未受診^{注)}の事例については全て実務者会議に提出し、支援の方針等を検討すべきである。

妊婦健診未受診の事案を把握した機関は実務者会議に提出するようルール化するべきである。

注) 妊婦健診未受診：医療機関から「未受診」として連絡があった場合で、いわゆる「母体の未管理」の意味。一度も受診が無い場合とは限らず、受診回数は限定しない。

3 アセスメントについて

○乳児の場合、当該児童ときょうだいの周産期情報は、基本情報として特に重要であり、確実に情報収集し、アセスメントを行うべきである。

周産期における重要な項目は必ず情報収集し、不明な項目については関係機関等への調査によって埋めていく作業が必要である。また、得られた情報がきょうだい間で異なる場合はその背景や家族の状況に関する情報を収集、整理し、アセスメントを行うことが重要である。

○アセスメントは事例の状況に応じて見直しを行うことが必要。要支援児童が急激に変化するという認識を持ち、保護者が機関の支援を拒否し、子どもの状況を確認できなくなった時点で要保護児童へ切り替え、対応すべきである。

4 関係機関の連携のあり方

○関係機関は個別ケース検討会議の開催等、関係する機関が一堂に顔を合わせて情報や認識、対応方針の共有に努めるべきである。

○生活保護担当課など家族の様々な情報を把握している機関との効果的な情報共有、連携の在り方を検討すべきである。

事例のアセスメントにおいては背景としての家族力動に関する要素を把握することが重要であり、そのための情報収集が必要である。